

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話06-6208-7444

目次

条例

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例	6
大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例	7
単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	7
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
大阪市市税条例等の一部を改正する条例	9
大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例	16
大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	17
大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例	17
大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例	19
消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例	22

規則

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則等の一部を改正する規則	23
大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則	24
大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	24

市会議決

大阪市会会議規則の一部改正	25
---------------	----

告示

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の一部の施行期日	26
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	26
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関する公告	26
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関する公告	28
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	30
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	31
一般競争入札の執行（ヘリコプターテレビ電送システム一式の	

製造).....	33
一般競争入札の執行(大阪市立大正中央中学校給食配送・配膳業務委託等).....	36
開発行為に関する工事の完了.....	40
開発行為に関する工事の完了.....	41
開発行為に関する工事の完了.....	42
身体障害者福祉法に基づく医師の指定.....	43
大阪市立こども文化センターの指定管理者が大阪市立男女共同参画センター西部館の施設内において行う事業の内容等の承認.....	45
子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業者の確認.....	46
子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業者の確認の辞退.....	47
指定管理者の指定の申請に関する公告(大阪市立西三国センターほか7施設).....	47
道路法違反物件の除却.....	50
市道の区域変更.....	50
市道の供用開始.....	51
昭和51年大阪市告示第733号(都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日)の一部改正.....	54
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の所在地変更.....	54
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の所在地変更.....	55
地縁による団体の代表者の氏名及び住所の変更.....	55
一般競争入札の執行(メインフレームシステム更新機器等一式の借入れ).....	56
落札者等の公示.....	59
公 告	
衛生検査所の廃止.....	60
一般競争入札の執行(中古小型自家用貨物車(日産AD)の売払い等).....	61
一般競争入札の執行(古紙等の売払い).....	63
共済組合公告	
大阪市職員共済組合組合会の招集.....	66

公布された条例のあらまし

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 選挙運動用自動車の借入れ及び燃料の供給、選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるこ

とにしました。

- 2 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 3 この条例は、公布の日（平成28年5月26日）から施行することになりました。
（平成28年大阪市条例第74号 行政委員会事務局選挙部選挙課）

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を定めることにしました。
- 2 この条例の施行期日は、市長が定めることにしました。
（平成28年大阪市条例第75号 ICT戦略室ICT戦略担当）

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 単純な労務に雇用される職員の地域手当の上限額に関する定めを廃止することになりました。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することになりました。

（平成28年大阪市条例第76号 人事室給与課）

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 公職選挙法の一部改正に伴い、共通投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬日額を定めるとともに、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬日額を改定することになりました。
- 2 この条例は、平成28年6月19日から施行することになりました。

（平成28年大阪市条例第77号 人事室給与課）

大阪州市税条例等の一部を改正する条例

- 1 個人の市民税について、前年中に支払った特定一般用医薬品等購入費が一定の額を超える場合に、その超える部分の金額を総所得金額等から控除する医療費控除の特例を設けることにしました。
- 2 法人の市民税について、法人税割の一部国税化に伴い、法人税割の税率を引き下げることになりました。
- 3 固定資産税及び都市計画税について、津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例割合を定めることにしました。
- 4 新築住宅等に係る固定資産税の減額措置について、その住宅の新築期限を2年延長することになりました。
- 5 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 6 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 7 この条例は、公布の日（平成28年5月26日）から施行することになりました。ただし、一部の規定は平成29年4月1日又は平成30年1月1日から施行することになりました。

（平成28年大阪市条例第78号 財政局税務部管理課）

大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例

1 弘済院第1特別養護老人ホームの指定管理者予定者の選定方法を改めることにしました。

2 この条例は、公布の日（平成28年5月26日）から施行することにしました。
（平成28年大阪市条例第79号 福祉局弘済院管理課）

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築物の構造に関する制限が附加される個室ビデオ店等の用途に供する建築物の範囲を改めることにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この条例は、平成28年6月1日から施行することにしました。
（平成28年大阪市条例第80号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、建築物の用途の制限を改めるとともに、規定の整備を行うため、大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例ほか8条例の一部を改正することにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この条例は、平成28年6月23日から施行することにしました。
（平成28年大阪市条例第81号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

1 大阪港臨港地区内に指定される分区の区域内において建設等を規制すべき建築物その他の構築物の範囲を改めることにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この条例は、平成28年6月23日から施行することにしました。
（平成28年大阪市条例第82号 港湾局営業推進室開発調整課）

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例

1 厚生年金保険法等の一部改正に伴い、傷病補償年金等の支給と厚生年金保険法等による給付との調整に係る規定を改めることにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この条例は、公布の日（平成28年5月26日）から施行することにしました。
（平成28年大阪市条例第83号 消防局総務部人事課）

公布された規則のあらまし

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則等の一部を改正する規則

1 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。

- 2 この規則は、公布の日から施行することにしました。

(平成28年大阪市規則第112号 人事室給与課)

大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 弘済院第1特別養護老人ホームの指定管理者の選定方法を改めることに伴い、指定管理者の指定の申請に係る公告事項を定めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、公布の日(平成28年5月26日)から施行することにしました。

(平成28年大阪市規則第113号 福祉局弘済院管理課)

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 生江第2住宅及び西喜連住宅並びに生江-7駐車場、生江-8駐車場、生江-8西駐車場、生江第2駐車場及び西喜連駐車場を廃止することにしました。
- 2 鶴町-1駐車場及び飛鳥-2駐車場を設置することにしました。
- 3 この規則は、平成28年6月7日から施行することにしました。ただし、一部の規定は平成28年6月14日、平成28年6月20日又は平成28年6月21日から施行することにしました。

(平成28年大阪市規則第 号 都市整備局住宅部管理課)

公布された規則(市会議決)のあらまし

大阪市会会議規則の一部改正

- 1 農業委員会の廃止に伴い、執行機関及び説明員に関する規定を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成28年10月3日から施行することにしました。

(市会事務局議事担当)

条 例

次に掲げる条例を公布する。

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例等の一部を改正する条例
大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例
大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例
大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例
大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例
消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例
平成28年5月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市条例第74号

大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

(大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年大阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「255,240円」を「262,530円」に、「26円73銭」を「27円50銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

(大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正)

第3条 大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年大阪市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙

運動用自動車の使用の公営に関する条例、大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

（平28. 5. 26揭示済）

大阪市条例第75号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大阪市個人番号の利用等に関する条例（平成27年大阪市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

項番号	執行機関	事務
1	市長	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の福祉の向上を図ることを目的とする医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
2	市長	児童の福祉の向上を図ることを目的とする児童に係る医療費の助成に関する事務であって市規則で定めるもの
3	市長	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「厚生省通知」という。）の定めるところによる生活保護の措置に関する事務であって市規則で定めるもの

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平28. 5. 26揭示済）

大阪市条例第76号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(平28.5.26揭示済)



大阪市条例第77号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

投票所の投票管理者	日額 12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円

」

を

「

投票所又は共通投票所の投票管理者	日額 12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円（期日前投票所で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたもの（以下「特定期日前投票所」という。）の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、965円を加算した額）

」

に、

「

投票所の投票立会人	日額 10,700円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額10,700円を超えない範囲内において市規則で定める額
-----------	-------------------------------------------------------------------

期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円 ただし、立会時間内に交替する場合に あつては、日額9,500円を超えない 範囲内において市規則で定める額
--------------	-------------------------------------------------------------------------

を

投票所又は共通投票所の投票立会人	日額 10,700円 ただし、立会時間内に交替する場合に あつては、日額10,700円を超えない 範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円（特定期日前投票所の 投票立会人にあつては、当該金額 に、投票を行わせる日ごとに当該特 定期日前投票所を開いている時間が 11時間30分を超える時間1時間につ き、826円を加算した額） ただし、立会時間内に交替する場合に あつては、日額9,500円（特定期 日前投票所の投票立会人にあつては、 当該金額に、投票を行わせる日ごと に当該特定期日前投票所を開いてい る時間が11時間30分を超える時間1 時間につき、826円を加算した額） を超えない範囲内において市規則で 定める額

に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月19日から施行する。

(平28.5.26揭示済)



大阪市条例第78号

大阪市市税条例等の一部を改正する条例

(大阪市市税条例の一部改正)

第1条 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条の20」を「第53条の21」に改める。

第10条第1項中「においては」を「には」に、「あつたときは」を「あつた場合には」に改め、同項第1号中「の申告書」を「に規定する申告書」に改め、同項第2号中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に、「提出期限」を「提出期限。以下この号において同じ。）」に、「その期間の末日」を「当該申告書を提出した日」に改め、同項第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、第52条第7項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が第53条の4の5第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（第52条第8項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第34条第1項中「100分の9.7」を「100分の6」に改める。

第34条の2中「平成26年10月1日」を「平成29年4月1日」に、「100分の11.9」を「100分の8.2」に改める。

第34条の3第1項中「平成26年10月1日」を「平成29年4月1日」に、「11.9分の2.2」を「8.2分の2.2」に改める。

第35条の2第1項第2号ウ中「第10条の5の4」を「第10条の5の3」に改める。

第35条の4の6第1項及び第3項中「100分の15」を「100分の17.1」に改める。

第44条の2第1項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」を「次項及び第4項」に改め、同条第3項中「当該申告書を」を「当該申告書（次項において「特定修正申告書」という。）を」に、「更正を」を「更正（同項において「特定更正」という。）を」に、「変更し」を「変更し、」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（特定修正申告書の提出又は特定更正に基因して変更した不足税額その他の政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第43条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第51条の11第1項中「同条第12項第1号」を「同条第16項第1号」に、「第41条の19の5第10項」を「第41条の19の5第13項」に改める。

第53条の4の6第1項中「第66条の4第17項第1号」を「第66条の4第21項第1号」に、「第66条の4の3第11項及び第67条の18第10項」を「第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項」に改める。

第53条の4の7第1項中「第68条の88第18項第1号」を「第68条の88第22項第1号」に、「第68条の107の2第10項」を「第68条の107の2第13項」に改める。

第53条の4の8第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」

を「場合には」に、「受けたこと」を「受けたこと。次項第2号において同じ。」に改め、同条第4項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、第52条第7項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第5項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税その他政令で定める市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第53条の18の6第2項中「第37条の12の2第2項各号」を「第37条の12の2第2項第1号から第10号まで」に改め、同条第8項中「によつて」を「により」に、「総務省令の」を「総務省令で」に改める。

第53条の21第3項中「同条第4項第1号」を「第1号」に改め、同項第2号中「掲げる移管」を「掲げる移管（同条第5項第2号へ(1)に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第4号において同じ。）」に改める。

第64条中第12項を第18項とし、第11項を第17項とし、第10項を第16項とし、第9項を第10項とし、同項の次に次の5項を加える。

- 11 法附則第15条第33項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第15項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第33項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第2号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第33項第2号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第33項第2号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

第64条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第29項の条例で定める割合は、2分の1とする。

第64条に次の1項を加える。

19 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、5分の4とする。

第72条、第72条の2並びに第72条の2の2第1項及び第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

第72条の2の4第1項中「平成27年12月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

第72条の2の5第1項及び第2項中「平成19年1月1日以前から所在する」を「新築された日から10年以上を経過した」に、「同年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成30年3月31日まで」に改め、「第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）若しくは」を削る。

第72条の2の6第1項及び第2項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、「第72条、第72条の2若しくは第72条の2の2第1項若しくは第2項の規定、第72条の2の3の規定（法附則第15条の8第2項に係る部分を除く。）若しくは」を削る。

附則第13項の3及び第15項中「第10条第3項及び第4項」を「第10条第4項及び第5項」に改める。

附則第110項及び第111項を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

110 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。）の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行つているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額

及び山林所得金額に係る第32条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成29年から平成33年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの）」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費）」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の5に相当する金額（その金額が100,000円を超える場合には、100,000円）」とあるのは「12,000円」と、「2,000,000円」とあるのは「88,000円」として、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。この場合における同条第7項の規定の適用については、同項中「同項第2号」とあるのは「同項第2号（附則第110項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第3号」とあるのは「第1項第3号」とする。

111 削除

附則第112項の前の見出しを「（法人の市民税の課税標準等の特例）」に改める。

附則第132項中「平成23年3月11日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」に改める。

附則第135項中「同日から」を「平成28年4月1日から」に改める。

（大阪市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第81号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第5号中「平成29年4月1日」を「平成30年4月1日」に改める。

附則第8項中「29年新条例」を「30年新条例」に改める。

第3条 大阪市市税条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第51条の10の次に1条を加える改正規定中「市民税の所得割」を「個人の市民税」に、「所得割の納税義務者（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。）」を「個人の市民税の納税義務者」に、「同法」を「所得税法」に、「規定に基づき」を「規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第41条の19の5第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合（市民税の納税義務者（所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であつた期間を有する者に限る。）が租税条約の規定に基づき）」に、「あつた場合」を「あつた場合を含む。）」に、「同条第12項第1号」を「同条第12項第1号（同法第41条の19の5第10項において準用する場合を含む。）」に、「所得割額」を「市民税額」に、「所得割を」を「市民税を」に、「所得割に」

を「市民税に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中大阪市市税条例の目次の改正規定、同条例第10条、第44条の2、第53条の4の8、第53条の18の6第2項及び第8項並びに第53条の21第3項の改正規定並びに同条例附則第13項の3及び第15項の改正規定並びに次項、附則第3項及び第5項の規定 平成29年1月1日
 - (2) 第1条中大阪市市税条例第34条第1項、第34条の2、第34条の3第1項、第35条の4の6第1項及び第3項、第53条の4の6第1項並びに第53条の4の7第1項の改正規定並びに附則第6項の規定 平成29年4月1日
 - (3) 第1条中大阪市市税条例第35条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第110項及び第111項の改正規定並びに附則第4項の規定 平成30年1月1日
 - (4) 第1条中大阪市市税条例第51条の11第1項の改正規定 平成31年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例（以下「新条例」という。）第44条の2第4項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に同条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 3 新条例第53条の18の6第2項及び第53条の21第3項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例附則第110項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 5 新条例第10条第3項及び第53条の4の8第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第10条第1項又は第53条の4の8第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 6 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例第34条第1項、第34条の2、第34条の3第1項並びに第35条の4の6第1項及び第3項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 7 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大阪州市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産

税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 8 平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に改修された第1条の規定による改正前の大阪市市税条例（以下「旧条例」という。）第72条の2の5第1項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 9 平成19年4月1日から平成28年3月31日までの間に改修された旧条例第72条の2の5第2項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）され、又は改良された旧条例附則第132項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 11 平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）された旧条例附則第135項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合における同項の規定の適用については、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に総務大臣が地方税法附則第51条第4項の規定により指定して公示した同項に規定する居住困難区域のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）の施行の日以後最初に同項の規定により指定して公示した区域については、平成23年3月11日を旧条例附則第135項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があった日とみなす。

（平28. 5. 26揭示済）

大阪市条例第79号

大阪市立弘済院条例の一部を改正する条例

大阪市立弘済院条例（昭和26年大阪市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

第17条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 弘済院第1特別養護老人ホームの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下指定申請という。）をする法人等に必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項

第18条中「前条の規定による通知を受けた」を「指定管理者の指定を受けよ

うとする」に改める。

第20条中「申請の内容が」を「指定申請の内容を」に、「適合すると認める
ときでなければ、当該申請をした法人等を」を「照らして総合的に考慮し、最
も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、」に、「選定して
はならない」を「選定するものとする」に改め、同条第2号中「十分に」を「最
大限に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平28. 5. 26揭示済)

大阪市条例第80号

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のよう
に改正する。

第3条の3第7項中「第129条の2第1項の規定により階避難安全性能を有
するものであると確かめられたもの（同項の認定を受けたものを含む。）若し
しくは」を「第129条第1項の規定の適用を受けるもの又は」に、「第129条の2
の2第1項の規定により全館避難安全性能を有するものであると確かめられた
もの（同項の認定を受けたものを含む。）又は個室ビデオ店等の用途に供する
部分を有する建築物で、」を「第129条の2第1項の規定の適用を受けるもの
若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

(平28. 5. 26揭示済)

大阪市条例第81号

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物
の制限に関する条例等の一部を改正する条例

（大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関
する条例の一部改正）

第1条 大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制
限に関する条例（平成2年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表A地区の項及びB-1地区の項中「第2条第1項第7号」を「第2条
第1項第4号」に改める。

(大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 大阪市湊町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成7年大阪市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第1項第2号及び第6項」を「第2条第1項第1号に規定する営業(設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせるものを除く。)及び同条第6項」に改める。

(大阪鉄道管理局舎跡地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 大阪鉄道管理局舎跡地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成9年大阪市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第1項第5号から第7号まで及び第6項」を「第2条第1項第2号に規定する営業(設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。)並びに同項第3号及び第4号並びに同条第6項」に改める。

(大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 大阪市此花西部臨海地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成10年大阪市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表C地区の項中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第2号に規定する営業(設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。)並びに同項第3号及び第4号」に改める。

(大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第5条 大阪市中之島3丁目中央地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成11年大阪市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第2号に規定する営業(設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。)並びに同項第3号及び第4号」に改める。

(大阪市三国駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第6条 大阪市三国駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年大阪市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表近隣商業地区の項中「第2条第1項第5号から第8号まで」を「第2条第1項第2号に規定する営業(設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。)並びに同項第3号から第5号まで」に改める。

(大阪市舞洲地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第7条 大阪市舞洲地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成10年大阪市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表(い)欄中「第6号まで」を「第3号まで」に改める。

(大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第8条 大阪市南堀江1丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年大阪市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改める。

(大阪駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第9条 大阪駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成18年大阪市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第2条第1項第5号から第7号まで及び第6項」を「第2条第1項第2号に規定する営業(設備を設けて客にダンスをさせるものを除く。)並びに同項第3号及び第4号並びに同条第6項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。
- 2 この条例の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(平28.5.26揭示済)



大阪市条例第82号

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例(昭和40年大阪市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表中商港区の項から工業港区の項までを次のように改める。

商港区	<p>(1) 法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設(危険物置場及び貯油施設を除く。)</p> <p>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所</p> <p>(3) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存して事業を営む流通加工施設(流通加工を行うために必要な作業を行う工場を含む。以下同じ。)及びその附帯施設</p> <p>(4) 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及びその附帯施設</p> <p>(5) 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議施設、展示施設、研修施設その他の共同利用施設</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他これらに類する施設で市長が指定するもの (7) 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他の流通業務施設 (8) 第2号の事業の利便の用に供するための自動車、荷役機械又はコンテナの修理工場 (9) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所 (10) 第2号の事業に従事する者のための休泊所、診療所その他市長が指定する福利厚生施設 (11) 第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための旅館及びホテル（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第4号の営業の用に供するものを除く。以下同じ。）、日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売店、飲食店（同条第1項第1号から第3号までの営業の用に供するものを除く。以下同じ。）その他市長が指定する便益施設 (12) 第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための銀行業、保険業その他これらに類する営業で市長が指定するもの（以下「銀行業等」という。）の用に供する店舗（郵便局を含む。） (13) 第2号の事業の利便の用に供するためのガソリンスタンド
<p>特殊物資港区</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第2条第5項第2号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設 (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所 (3) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存して事業を営む流通加工施設及びその附帯施設 (4) 第2号の事業の利便の用に供するための自動車、荷役機械又はコンテナの修理工場 (5) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所 (6) 第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、船用品販売

	<p>店、飲食店その他市長が指定する便益施設</p> <p>(7) 第2号の事業に従事する者の利便の用に供するための銀行業等の用に供する店舗（郵便局を含む。）</p> <p>(8) 第2号の事業の利便の用に供するためのガソリンスタンド</p>
工業港区	<p>(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</p> <p>(2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業を行う者の事務所</p> <p>(3) 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場並びにこれらの事業の用に供する情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設</p> <p>(4) 前号の工場に附属する研究施設及びその附帯施設</p> <p>(5) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所</p> <p>(6) 第2号の事業又は第3号若しくは第4号の工場若しくは施設に係る事業に従事する者のための休泊所及び診療所</p> <p>(7) 第2号の事業又は第3号若しくは第4号の工場若しくは施設に係る事業に従事する者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他市長が指定する便益施設</p> <p>(8) 第2号の事業又は第3号若しくは第4号の工場若しくは施設に係る事業に従事する者の利便の用に供するための銀行業等の用に供する店舗（郵便局を含む。）</p> <p>(9) 第2号又は第3号の事業の利便の用に供するためのガソリンスタンド</p>

別表中修景厚生港区の項を次のように改める。

修景厚生港区	<p>(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設</p> <p>(2) 図書館、博物館、水族館、展示場、公会堂、展望施設、研究施設、研修施設その他市長が指定する業務施設</p> <p>(3) 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、警察署、消防署、港湾管理者その他市長が指定する官公署の事務所</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- | | |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>(4) 旅館及びホテル、公衆浴場（風営法第2条第6項第1号の営業の用に供するものを除く。）、診療所、物品販売店、ガソリンスタンド、飲食店、遊技場、劇場（同項第3号の営業の用に供するものを除く。）、運動競技場及びその附帯施設その他市長が指定する便益施設</p> <p>(5) 銀行業等の用に供する店舗（郵便局を含む。)</p> <p>(6) 第2号の展示場若しくは研究施設又は第4号の物品販売店若しくは飲食店（以下「展示場等」という。）に附属する工場であつて、その作業場の床面積の合計が2,500平方メートル（当該展示場等の延べ面積の合計が2,500平方メートル未満である場合にあっては、当該延べ面積の合計の面積）未満であるもの</p> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建設、改築又は用途変更に着手する建築物その他の構築物について適用し、同日前に建設、改築又は用途変更に着手した建築物その他の構築物については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平28.5.26揭示済）

大阪市条例第83号

消防協力者等損害補償条例の一部を改正する条例案

消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の消防協力者等損害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条第2項及び第5項の規定は、平成28年4月1日（以下「適

用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前の消防協力者等損害補償条例(以下「旧条例」という。)附則第5条第2項及び第5項の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく傷病補償年金及び休業補償は、新条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。

(平28.5.26揭示済)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則等の一部を改正する規則

大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則

平成28年5月26日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市規則第112号

単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則等の一部を改正する規則

(単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則の一部改正)

第1条 単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則等の特例に関する規則(平成24年大阪市規則第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第4条の2第1項」を「第4条の2」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則(平成24年大阪市規則第197号)の一部を次のように改正する。

附則第8項第2号中「第4条の2第1項」を「第4条の2」に改める。

第3条 単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する

規則（平成27年大阪市規則第120号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第2号中「第4条の2第1項」を「第4条の2」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平28.5.26揭示済）

大阪市規則第113号

大阪市立弘済院条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市立弘済院条例施行規則（昭和26年大阪市規則第127号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「に規定する指定管理予定者」を「の規定により指定管理者の指定を受けるべきもの」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「条例第17条の規定による通知を受けた法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）」を「指定管理者の指定を受けようとする法人等」に、「市長が指定する期間」を「受付期間」に改め、同条第2項第3号中「指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）」を「指定申請」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

第9条 条例第17条第5号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）を受け付ける期間（以下「受付期間」という。）
- (2) 指定申請に必要な書類
- (3) 条例第19条各号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体をいう。以下同じ。）のした指定申請は、無効とする旨

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平28.5.26揭示済）

次に掲げる規則を公布する。

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

大阪市規則第118号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公営住宅の表中生江第2住宅の項及び西喜連住宅の項を削る。

別表第2 中鶴町駐車場の項の次に次のように加える。

鶴	町	－	1	鶴町4丁目
---	---	---	---	-------

別表第2 中相川駐車場の項の次に次のように加える。

飛	鳥	－	2	東中島3丁目
---	---	---	---	--------

別表第2 中生江－7駐車場の項から生江－8西駐車場の項まで、生江第2駐車場の項及び西喜連駐車場の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年6月7日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 公営住宅の表中西喜連住宅の項を削る改正規定及び別表第2 中西喜連駐車場の項を削る改正規定 平成28年6月14日
- (2) 別表第2 中鶴町駐車場の項の次に1項を加える改正規定 平成28年6月20日
- (3) 別表第2 中相川駐車場の項の次に1項を加える改正規定 平成28年6月21日

市 会 議 決

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

平成28年5月26日

大阪市会議長 東 貴 之

第66条中「、農業委員会の会長」を削る。

附 則

この規則は、平成28年10月3日から施行する。

(平28. 5. 26揭示済)

告 示

大阪市告示第812号

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（平成28年大阪市条例第1号）
中附則第1項ただし書に規定する規定は、平成28年7月1日から施行する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文
（市民局ダイバーシティ推進室人権企画課）

大阪市告示第813号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7
第1項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行ったので、第
49条の4第3項及び第49条の7第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 指定緊急避難場所（津波避難ビル）

施設名	所在地	対象とする異常な 現象の種類
リバーガーデンECO シティアリスの森	大阪市此花区島屋6-2-110	津波、洪水

〔以上、平成28年3月25日指定〕

2 指定避難所（福祉避難所）

施設名	所在地
阪神長楽苑	大阪市福島区福島4-6-24
ワークはづき	大阪市福島区福島4-2-51
大領地域の家 であい	大阪市住吉区大領5-6-2

〔以上、平成28年6月3日指定〕

（危機管理室危機管理課）

大阪市告示第814号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき
大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとお
り公告する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）道頓堀プロジェクト

大阪府中央区島之内2丁目18番1

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マントミビルディング株式会社 代表取締役 大山 成哉
東京都新宿区大久保2丁目5番22号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

未定

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年1月19日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,431㎡

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
敷地西側	18台
敷地南西側（自動二輪車）	3台
道頓堀千島ビルモータープール 3階・4階 (中央区道頓堀1丁目東3番23)	49台
合計	70台（うち自動二輪車3台）

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物1階東側	102台（うち原動機付自転車11台）
合計	102台（うち原動機付自転車11台）

③ 荷さばき施設の面積

42.0㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

27.4㎡

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前8時	午後10時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分～午後10時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数

敷地南側入口：1箇所、敷地西側出口：1箇所、隔地駐車場北側出入口：1箇所

(合計3箇所)

- ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後9時

2 届出年月日

平成28年5月18日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

- ① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

- ② 大阪府中央区役所市民協働課

大阪府中央区久太郎町1丁目2番27号 大阪府中央区役所1階 区民
情報コーナー

(2) 期間

平成28年6月3日(金)から同年10月3日(月)まで(日曜日、土曜日
及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年10月3日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第815号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき
大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとお
り公告する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)東京インテリア家具大阪店

大阪市大正区鶴町2丁目125番3

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ
ては代表者の氏名

株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川 弘衛

東京都荒川区荒川4丁目32番5号

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社東京インテリア家具 代表取締役 利根川 弘衛
東京都荒川区荒川4丁目32番5号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年1月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

15,111㎡

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物1階南側	542台
建物1階南側(自動二輪車)	5台
合計	547台(うち自動二輪車5台)

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物1階南側	188台(うち原動機付自転車20台)
合計	188台(うち原動機付自転車20台)

③ 荷さばき施設の面積

117.0㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

52.4㎡

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社東京インテリア家具	午前10時	午後8時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分～午後8時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数

西側入口：1箇所、東側出口：1箇所、南側出入口：1箇所(合計3箇所)

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後10時

2 届出年月日

平成28年5月20日

3 届出及び添付書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所

- ① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階
 - ② 大阪市大正区役所市民協働課
大阪市大正区千島2丁目7番95号 大阪市大正区役所4階
- (2) 期間
平成28年6月3日(金)から同年10月3日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)
- (3) 時間
午前9時30分から午後5時まで
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成28年10月3日(月)
 - (2) 提出先
上記3(1)に同じ
- (経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第816号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン長吉店
大阪市平野区长吉長原西1丁目1番10号及び1丁目4番6号(住居表示)
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
出戸再開発ビル有限公司 代表取締役 辰巳 一平
大阪市平野区长吉長原西1丁目1番10号
- (3) 変更事項
 - ① 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) ダイエー長吉店
大阪市平野区长吉長原西1丁目1番10号及び1丁目4番6号(住居表示)
(変更後) イオン長吉店

大阪市平野区长吉長原西1丁目1番10号及び1丁目4番6号（住居表示）

- ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英

神戸市中央区港島中町4丁目1番1

他24者

（変更後）イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎 双一

千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

他24者

- (4) 変更年月日

(3)①平成28年3月1日

(3)②平成28年3月7日

- 2 届出年月日

平成28年5月16日

- 3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

- (2) 期間

平成28年6月3日（金）から同年10月3日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

- (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成28年10月3日（月）

- (2) 提出先

上記3(1)に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）

大阪市告示第817号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付のある定款、役員名簿、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市民政局区政支援室市民活動

支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成28年3月24日
申請書を受理した日	平成28年5月11日
名 称	特定非営利活動法人J P A A研究会
代表者の氏名	宗友 宏行
主たる事務所の所在地	大阪府茨木市稲葉町1番12-104号
定款に記載された目的	この法人は、リハビリテーション、理学療法、医療の従事者及び患者その他の者に対し、運動療法・スポーツ医学に関する事業を行うことにより、リハビリテーション、理学療法、医療の各々の従事者の技能向上と運動療法・スポーツ医学の知識の普及に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成28年4月19日
申請書を受理した日	平成28年5月11日
名 称	特定非営利活動法人アロハサポート
代表者の氏名	仲江 則子
主たる事務所の所在地	大阪市北区西天満3丁目1番25-303号
定款に記載された目的	この法人は、起業家支援、職業能力教育訓練と就職斡旋および人材派遣、介護事業者の創業および経営支援、高齢者や障害者の介護および生活相談等に関する事業を行うことにより、もって地域経済の発展、地域雇用の創出、地域社会の福祉の推進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成28年3月31日
申請書を受理した日	平成28年5月12日
名 称	特定非営利活動法人おおさかシニアネット
代表者の氏名	中西 建策
主たる事務所の所在地	大阪府中央区本町3丁目5番5号 カネセビル2F
定款に記載された目的	この法人は、シニアの健康維持と生き甲斐を追求するコンピュータネットワークコミュニティ形成を目指すために各般の非営利活動を行い、同コミュニティの健全な発展と啓発・普及を促がすことにより、自治体と連携を図りながらおおさか地域社会の利益に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第818号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 製造物品及び数量
ヘリコプターテレビ電送システム 一式
(電子入札対象案件)
- (2) 製造物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成29年3月31日(金)まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば当該審査を行う。

ただし、平成28年6月17日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「24:通信用機器」で登録していること
- (5) 当該機器又は当該機器と類似する機器の製造について、同程度規模の納入実績を有すること
- (6) 当該機器を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービスについて適切かつ迅速な体制が整備され、かつ保守部品等の供給体制が10年間以上継続できること
- (7) 当該機器の検査を行うため、検査設備及び要員等を確保でき、本市検査

職員の実施する検査の立会に応じられること

- (8) ヘリコプターテレビ電送システム製造に係る工程表が提出できること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成28年6月17日（金）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成28年6月17日（金）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
- ① 入札書受付期間 平成28年8月3日（水）から同月4日（木）までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成28年8月5日（金）午前11時30分
- ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
- ① 入札書受付期間 平成28年8月5日（金）午前11時から午前11時30分まで
- ② 開札予定日時 平成28年8月5日（金）午前11時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ。）
- ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成28年8月4日（木）午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
- ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
- ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成28年6月17日（金）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。


9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、または、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Fire helicopter AV transmission system 1unit
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 17 June 2016
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 3 August 2016 to 5:00PM, 4 August 2016
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 5 August 2016
 - ③ by post: 5:00PM, 4 August 2016
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)


大阪市告示第819号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階
大阪市教育委員会事務局総務部教育政策課（調達グループ）
電話 06-6208-9078

2 入札に付する事項**(1) 役務の名称及び数量**

- ① 大阪市立大正中央中学校給食配送・配膳業務委託（単価契約）
長期継続 一式
- ② 大阪市立高津中学校給食配送・配膳業務委託（単価契約）
長期継続 一式
- ③ 大阪市立難波中学校給食配送・配膳業務委託（単価契約）
長期継続 一式
- ④ 大阪市立木津中学校給食配送・配膳業務委託（単価契約）
長期継続 一式
- ⑤ 大阪市立柴島中学校給食配送・配膳業務委託（単価契約）
長期継続 一式
- ⑥ 大阪市立今市中学校給食配送・配膳業務委託（単価契約）
長期継続 一式
- ⑦ 大阪市立住吉中学校給食配送・配膳業務委託（単価契約）
長期継続 一式
- ⑧ 大阪市立矢田西中学校給食配送・配膳業務委託（単価契約）
長期継続 一式
- ⑨ 大阪市立鶴見橋中学校給食配送・配膳業務委託（単価契約）
長期継続 一式

(2) 業務委託概要

入札説明書による。

(3) 業務委託期間

契約日から平成31年7月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札

参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約管財局契約部契約課業務委託グループ（〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号オーク200 1番街 13階 電話 06-4395-7145）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成28年6月16日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「03：運搬請負-02：運行代行-01：一般貨物輸送(096)」で登録していること
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定されている一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（上記1に同じ。）

- (2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から平成28年6月16日（木）まで無償により交付する。

※ 紙入札者については、担当部局（上記1に同じ）において入札説明書等を公告の日から平成28年6月16日（木）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで無償にて交付する（ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。）。

- (3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から平成28年6月16日（木）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- (4) 入札参加申請書等の受付場所

入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

- ① 入札書提出期間

平成28年7月13日（水）から同月14日（木）の午前9時から午後5時まで

- ② 開札予定日時

平成28年7月15日（金）午前10時

- ③ 場所

システム上

- (2) 紙入札による場合

① 入札書提出期間

平成28年7月15日（金）午前9時45分から午前10時まで

② 開札予定日時

平成28年7月15日（金）午前10時

③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（上記1に同じ。）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、書留郵便等配達記録が残る方法により担当部局（上記1に同じ）あて平成28年7月14日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金（契約金額の100分の10以上） 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約書作成の要否 要

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本告示に示した入札参加申請書等を平成28年6月16日（木）午後5時までに、担当部局（上記1に同じ）まで持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措

置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) この調達はWTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (5) この契約は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (6) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
 - ① Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Taisho-Chuo Junior High school 1set
 - ② Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Kozu Junior High school 1set
 - ③ Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Nanba Junior High school 1set
 - ④ Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Kizu Junior High school 1set
 - ⑤ Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Kunijima Junior High school 1set
 - ⑥ Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Imaichi Junior High school 1set
 - ⑦ Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Sumiyoshi Junior High school 1set
 - ⑧ Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Yata-Nishi Junior High school 1set
 - ⑨ Entrustment of School lunch delivery and catering service for Osaka Municipal Tsurumibashi Junior High school 1set
- (2) The closing and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00 PM, 16 June 2016
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. On the Osaka City Electronic Tender System:from 9:00AM, 13 July 2016 to 5:00PM, 14 July 2016
 2. In person:from 9:45AM to 10:00AM, 15 July 2016
 3. By post:5:00PM, 14 July 2016

(4) A contact point where tender documents are available:

Educational Policy Division, General Affairs Department, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL06-6208-9078

(教育委員会事務局総務部教育政策課)



大阪市告示第820号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 許可番号

平成27年9月7日 大阪市指令都計（開）第42号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東住吉区公園南矢田1丁目27番の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区東高津町3番20号
 エイ・アンド・ケイ建物株式会社
 代表取締役 脇本 次雄

4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	44.014m	開発者	開発者	すみ切り4ヵ所含む
道路	5.000m	49.271m	開発者	開発者	すみ切り4ヵ所含む
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますI型インバート付6ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	18.300m	大阪市	—	集水ますI型インバート付5ヵ所 新設工
下水道	D=150mm	4.600m	大阪市	—	0号組立マンホールインバート付1ヵ所 新設工
下水道	D=200mm	6.300m	大阪市	—	1号組立マンホールインバート付1ヵ所 新

					設工
消防水利	—	—	開発者	開発者	消火栓100mm 1基

5 廃止された公共施設

公共施設の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘要
	幅員(管径)	延長			
下水道	D=150mm	7.000m	大阪市	—	集水ますI型5ヵ所撤去工
下水道	—	—	大阪市	—	集水ますI型2ヵ所撤去工
下水道	D=200mm	4.800m	大阪市	—	集水ますI型1ヵ所撤去工
下水道	D=300mm	6.000m	大阪市	—	3種マンホール1ヵ所撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)



大阪市告示第821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 許可番号

平成28年1月21日 大阪市指令都計（開）第83号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住之江区南港北1丁目35番4

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区南森町2丁目1番29号

エッチビーエステート株式会社

代表取締役 丹羽 明男

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
消防水利	—	—	開発者	開発者	防火水槽 40 t 1基

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）



大阪市告示第822号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 許可番号

平成28年2月23日 大阪市指令都計（開）第27-67号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市平野区西脇2丁目9番2、9番54、9番55、9番56、9番57、9番58、9番59

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区长居1丁目3番17号
株式会社和光グループ本社
代表取締役 廣瀬 純一郎

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.500m	15.720m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む
下水道	D=200mm	1.200m	大阪市	—	集水ますI型インバート付1ヵ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	D=200mm	1.000m	大阪市	—	集水ますI型1ヵ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第823号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当する障がいの種類 ⑤指定年月日

①江原 英治 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2-13-22

④心臓機能障がい ⑤平成28年5月1日

①田原 英樹 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1-5-7

④腎臓機能障がい ⑤平成28年5月1日

①竹垣 嘉訓 ②南大阪病院 ③住之江区東加賀屋1-18-18 ④ぼうこう機能障がい ⑤平成28年5月1日

①伊藤 恵里子 ②スマイルクリニック ③阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアスビルオフィス棟9階906号室 ④呼吸器機能障がい ⑤平成28年5月1日

①河崎 敬 ②関西電力病院 ③福島区福島2-1-7 ④平衡機能障がい、音声・言語機能障がい ⑤平成28年5月1日

①末永 悦郎 ②関西電力病院 ③福島区福島2-1-7 ④心臓機能障がい ⑤平成28年5月1日

①長谷川 陽一 ②耳鼻咽喉科 長谷川クリニック ③福島区吉野5-14-12 ④聴覚障がい ⑤平成28年5月1日

①西井 孝 ②大阪府立急性期・総合医療センター ③住吉区万代東3-1-56 ④肢体不自由 ⑤平成28年5月1日

①熊谷 融 ②大阪府立成人病センター ③東成区中道1-3-3 ④呼吸器機能障がい ⑤平成28年5月1日

①岩橋 千春 ②住友病院 ③北区中之島5-3-20 ④視覚障がい ⑤平成28年5月1日

- ①久村 英嗣 ②城東中央病院 ③城東区嶋野西5-13-47 ④肢体不自由
⑤平成28年5月1日
- ①畑中 信良 ②大阪病院 ③福島区福島4-2-78 ④ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①岩田 圭司 ②大阪病院 ③福島区福島4-2-78 ④心臓機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①波多 祐紀 ②大阪病院 ③福島区福島4-2-78 ④肢体不自由 ⑤平成28年5月1日
- ①山本 福子 ②大阪病院 ③福島区福島4-2-78 ④肢体不自由 ⑤平成28年5月1日
- ①岸本 加奈子 ②大阪病院 ③福島区福島4-2-78 ④肢体不自由 ⑤平成28年5月1日
- ①佐藤 俊輔 ②淀川キリスト教病院 ③東淀川区柴島1-7-50 ④心臓機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①安藤 慎 ②淀川キリスト教病院 ③東淀川区柴島1-7-50 ④ぼうこう又は直腸機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①吉川 卓郎 ②淀川キリスト教病院 ③東淀川区柴島1-7-50 ④ぼうこう又は直腸機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①庄田 武司 ②淀川キリスト教病院 ③東淀川区柴島1-7-50 ④肢体不自由、呼吸器機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①丸本 明彬 ②大阪病院 ③福島区福島4-2-78 ④心臓機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①鈴木 聡 ②藍の都脳神経外科病院 ③鶴見区放出東2-21-16 ④平衡機能障がい、音声・言語機能障がい、肢体不自由 ⑤平成28年5月1日
- ①吉村 長久 ②北野病院 ③北区扇町2-4-20 ④視覚障がい ⑤平成28年5月1日
- ①有近 重太 ②北野病院 ③北区扇町2-4-20 ④視覚障がい ⑤平成28年5月1日
- ①岡田 卓也 ②北野病院 ③北区扇町2-4-20 ④ぼうこう又は直腸機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①塚本 達雄 ②北野病院 ③北区扇町2-4-20 ④腎臓機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①村田 雄司 ②ハーバータウンクリニック ③浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル3F ④腎臓機能障がい ⑤平成28年5月9日
- ①中原 治彦 ②内藤外科整形外科医院 ③中央区道修町2-6-6 ④肢体不自由 ⑤平成28年4月1日
- ①天津 久郎 ②多根総合病院 ③西区九条南1-12-21 ④聴覚・平衡機能障がい、音声・言語機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①森 章 ②大阪赤十字病院 ③天王寺区筆ヶ崎町5-30 ④肝臓機能障がい ⑤平成28年5月1日

- ①伊藤 陽一 ②スマイルクリニック ③阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアビルオフィス棟9階906号室 ④肢体不自由 ⑤平成28年5月1日
- ①一居 充 ②大阪市立総合医療センター ③都島区都島本通2-13-22 ④腎臓機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①藤井 弘通 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1-5-7 ④心臓機能障がい ⑤平成28年4月1日
- ①角南 貴司子 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1-5-7 ④聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成28年4月1日
- ①水野 均 ②日生病院 ③西区立売堀6-3-8 ④ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい ⑤平成28年5月1日
- ①高野 さくらこ ②大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内診療所 ③平野区喜連西6-2-55 ④聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい ⑤平成28年4月1日
- (大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課)



大阪市告示第824号

大阪市立こども文化センターについては、大阪市立こども文化センター条例（昭和53年大阪市条例第58号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり大阪市立男女共同参画センター西部館の施設内におけるこども文化センター主催事業の実施を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

事業名	実施日	実施時間帯	事業を行う大阪市立男女共同参画センター西部館の施設
こども劇場“赤ちゃんと一緒に”シリーズ 映画「ピングー」	4月14日	11:00~12:00	展示ギャラリー・保育室
こども広場4月	4月16日	11:00~11:45	多目的室
こども詩の会	4月16日	13:40~16:30	研修室
こども劇場 映画「天空の城ラピュタ」	4月24日	14:00~16:20	展示ギャラリー・保育室
こども劇場 映画「ナルニア国物語」	5月4日	13:30~16:10	展示ギャラリー・保育室
プラスバンド教室 講師打合せ会	5月14日	13:30~16:10	クラフト調理室
こども詩の会	5月14日	13:40~16:30	研修室
こども広場5月	5月15日	11:00~11:45	多目的室

こども劇場 映画 「スチュアート・リトル」	5月22日	14:00～15:40	クラフト調理室・展示ギャラリー・保育室
ブラスバンド教室 説明会	5月28日	14:00～15:30	多目的室
大阪市中学校春季総合体育大会 ダンスの部 リハーサル	6月4日	9:00～20:00	研修室・会議室・展示ギャラリー
大阪市中学校春季総合体育大会 ダンスの部	6月5日	9:00～17:00	研修室・会議室・多目的室 展示ギャラリー・保育室
こども芸術劇場 演劇「いえでで でんしゃ」	6月10日	10:30～11:30 13:40～14:40	展示ギャラリー
こども劇場 演劇「いえでで でんしゃ」(準備)	6月11日	13:30～21:30	展示ギャラリー
ブラスバンド教室	6月11日	13:30～16:00	研修室・会議室・多目的室 クラフト調理室・保育室
こども芸術劇場 演劇「いえでで でんしゃ」	6月11日	10:30～11:30	展示ギャラリー
こども劇場 演劇「いえでで でんしゃ」	6月12日	14:00～15:00	クラフト調理室・展示ギャラリー・保育室
こども広場6月	6月18日	15:00～15:50	多目的室
こども詩の会	6月18日	13:40～16:30	研修室
こども劇場 “赤ちゃんと一緒に” シリーズ 映画 「リトル・ア インシュタイン」	6月23日	11:00～12:05	展示ギャラリー・保育室
ブラスバンド教室	6月25日	13:30～16:00	研修室・会議室・多目的室 クラフト調理室・保育室

(こども青少年局企画部青少年課)

大阪市告示第825号

次の事業者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の確認をしたので、同法第53条の規定により公示する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	地域型保育事業 の種類	確認 年月日
隅谷 幸	グレース 保育園	大阪府守口市佐太東町2丁目 4番12号	小規模保育事業 A型	平成28年 3月1日
株式会社ハッピーエイジ	トアハッピー 保育園	神戸市中央区中山手通3丁目 2番1号	小規模保育事業 A型	平成28年 3月1日

トア山手ザ・神戸タワー1階

(こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市告示第826号

次の事業者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の確認の辞退があったので、同法第53条の規定により公示する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	地域型保育事業 の種 類	確認辞退 年 月 日
一般社団法人 ボルテックス	結希保育園	大阪市旭区森小路2丁目2番 4号	家庭的保育事業	平成28年 5月15日

(こども青少年局保育施策部保育企画課)

大阪市告示第827号

大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号。以下「条例」という。）第11条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10（ATCビル0's棟南館5階）
 大阪市環境局環境管理部環境管理課（交通騒音振動対策グループ）
 電話 06-6615-7941

2 業務の概要

(1) 施設名称及び所在地

- ア 名 称 大阪市立西三国センター（以下「西三国センター」という。）
所在地 大阪市淀川区十八条3丁目
- イ 名 称 大阪市立三国センター（以下「三国センター」という。）
所在地 大阪市淀川区西三国3丁目
- ウ 名 称 大阪市立東三国センター（以下「東三国センター」という。）
所在地 大阪市淀川区東三国6丁目
- エ 名 称 大阪市立北中島センター（以下「北中島センター」という。）
所在地 大阪市淀川区宮原5丁目
- オ 名 称 大阪市立西中島センター（以下「西中島センター」という。）

所在地	大阪市淀川区西中島3丁目
カ 名 称	大阪市立宮原センター（以下「宮原センター」という。）
所在地	大阪市淀川区西宮原1丁目
キ 名 称	大阪市立啓発センター（以下「啓発センター」という。）
所在地	大阪市東淀川区東中島5丁目
ク 名 称	大阪市立柴島センター（以下「柴島センター」という。）
所在地	大阪市東淀川区柴島2丁目

(2) 業務の範囲

- ア 施設の使用の許可に関する事
- イ 建物及び附属設備の維持保全に関する事
- ウ その他施設の管理に関する事

(3) 管理の基準

ア 休館日

- A 西三国センター、三国センター、東三国センター、宮原センター、啓発センター、柴島センター

- ・ 毎週月曜日
- ・ 12月29日から翌年1月3日まで

- B 北中島センター、西中島センター

- ・ 毎週日曜日
- ・ 12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間

午前9時から午後9時まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

共同利用施設の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得て、休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定め、又は供用時間を変更することができる。

(4) 指定を行おうとする期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

3 申請資格

次のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の指定申請は無効とする。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定を取消され、その取消の日から2年を経過しないもの
- (3) 役員に次の各号のいずれかに該当する者があるもの
 - ア (1)に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したもののの中から、条例第14条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配布方法

平成28年6月20日（月）から同年8月19日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記1において無償により配布する。また、環境局ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書及び添付書類を持参または郵送などにより提出すること（電子メールやファックスでは受付を行いません。）。

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 指定申請に関する誓約書
- ③ 法人等の概要
- ④ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑤ 事業報告書
- ⑥ 指定管理者申請団体役員名簿及び履歴書
- ⑦ 管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

※ 申請法人等によっては、上記以外に必要な書類があります。

エ 受付期間

平成28年8月15日（月）から同年8月19日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（郵送などの場合は平成28年8月19日（金）必着）。

5 申請するものに要求される事項

指定管理者の指定申請に関し、担当より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること。

6 その他

- (1) 所定手続において使用する言語 日本語
- (2) 詳細は、募集要項による。

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第828号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成28年6月17日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路線名	除却実施場所	物件
東成区第1381号線	東成区大今里南3丁目14番先	手押し車
大阪羽曳野線	平野区长吉長原2丁目1番先	掲示板
大淀区第173号線	北区天神橋7丁目14番先	家具等
大淀区第234号線	北区豊崎4丁目3番先	家具等

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第829号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
桜宮方面 東西61号線	都島区都島本通3丁目	旧	m	m
	375番の6地から 同区同3丁目		3.64	21.88

	375番の6地まで (参考図参照)	新	3.82	21.88
森之宮方面 東西11号線	中央区森ノ宮中央1丁目 556番の4地から 同 区同 1丁目 556番の4地まで (参考図参照)	旧	m 5.32 ~5.45	m 7.24
		新	11.03 ~13.01	7.24

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第830号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

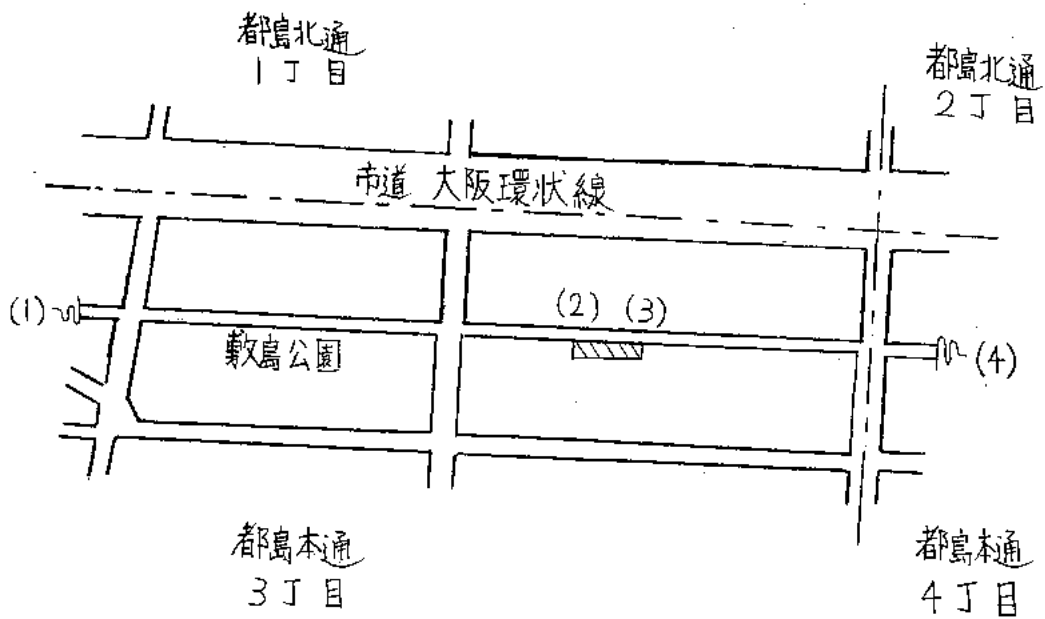
その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

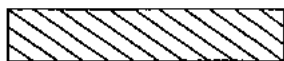
大阪市長 吉村洋文

路線名	区 間	供用開始の期日
桜宮方面 東西61号線	都島区都島本通3丁目375番の6地から 同 区同 3丁目375番の6地まで (参考図参照)	告示の日
森之宮方面 東西11号線	中央区森ノ宮中央1丁目556番の4地から 同 区同 1丁目556番の4地まで (参考図参照)	告示の日

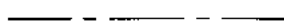
参考図 都島区



凡例



新たに道路となる部分

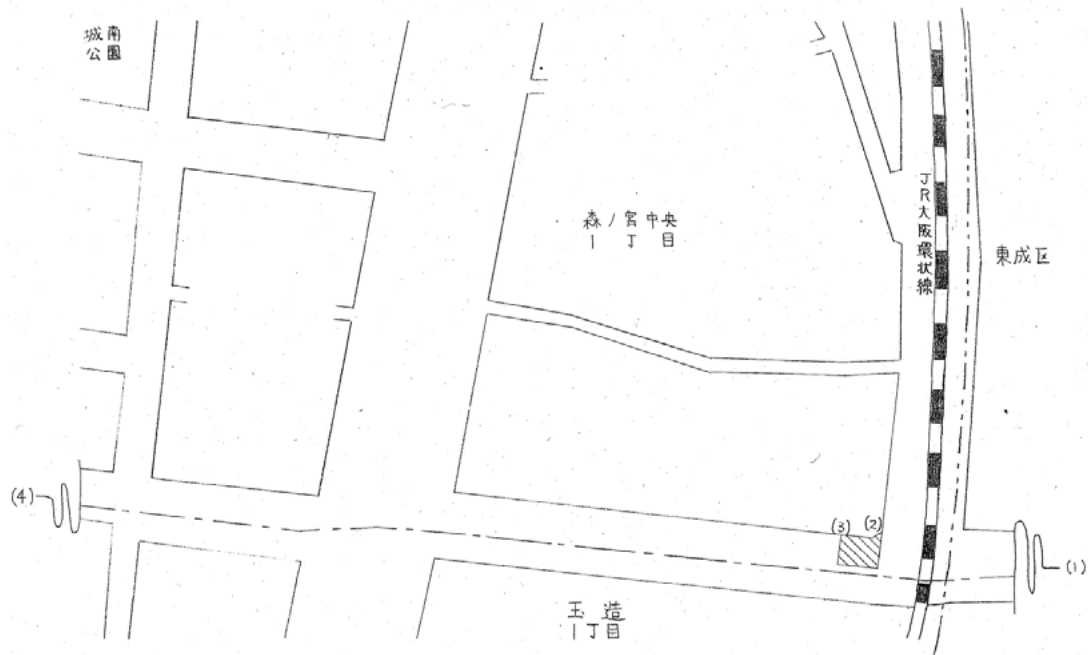
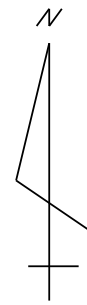


町丁界

説明

桜宮方面東西61号線(1)(4)間のうち(2)(3)間を区域変更する。

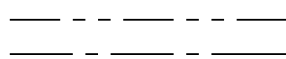
参 考 図 中 央 区



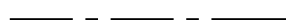
凡 例



新たに道路となる部分



区界



町丁界

説 明

森之宮方面東西11号線 (1) (4) 間のうち (2) (3) 間を区域変更する。

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第831号

昭和51年大阪市告示第733号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正し、平成28年6月6日から施行する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

表中 木川南公園の項を次のように改める。

木川南公園	大阪市淀川区木川東1丁目	1,269	別図12—32のとおり	平成4年3月31日
-------	--------------	-------	-------------	-----------

別図12—32を次のように改める。

12—32 木川南公園



(建設局公園緑化部公園管理課)

大阪市告示第832号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

金融機関名	店舗名	所在地	変更日
京都銀行	牧野支店	変更前 〒573-1146 大阪府枚方市牧野阪2丁目8番2号	平成28年 6月13日
		変更後 〒573-1146 大阪府枚方市牧野阪2丁目6番1号	

(会計室会計管理担当)

大阪市告示第833号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村 洋文

金融機関名	店舗名	所在地	変更日
大阪商工 信用金庫	変更前 加美南 支店	〒547-0003 大阪府大阪市平野区加美南5丁目1番16号	平成28年 7月8日
	変更後 八尾 支店	〒581-0068 大阪府八尾市跡部北の町2丁目4番25号	

(会計室会計管理担当)

大阪市大正区告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可した地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更に係る届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成28年6月3日

大阪市大正区長 筋原 章博

地縁による団体の名称 デュラ・パーク振興町会
及び事務所の所在地 大阪市大正区千島1丁目29番63号

1 変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	大谷 聖子 大阪市大正区千島1丁目 33番24号	菊川 美由紀 大阪市大正区千島1丁目 33番15号

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更の理由

町会役員改選に伴う町会長変更による

(大正区役所市民協働課)

大阪市交通局告示第23号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成28年6月3日

大阪市交通局長 塩谷 智弘

1 担当部局

〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局経営管理本部調達部調達課
電話 06-6585-6251

2 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び予定数量
メインフレームシステム更新機器等 一式
(電子入札対象案件とする。)
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成29年3月1日から平成34年2月28日までの間
- (4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ。）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成28年6月17日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱（以下「停止措置要綱」という。）に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（以下「排除措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成27・28年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12貸貸：02事務用品貸貸：02情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品について貸貸借契約の実績がある貸貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていること
- (8) 仕様書におけるソフトウェアの設定調整作業ができる体制を有すること
- (9) アフターサービス・メンテナンス等の体制が確保できること

- (10) JISQ15001(ISO15001)に準拠したプライバシーマークの使用許諾若しくはJISQ27001(ISO27001)に準拠したI SMS認証又はこれらと同等の制度による認証等を取得していること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問合せ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成28年6月17日（金）午後5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
- (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成28年6月17日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
- ア 入札書受付期間
平成28年8月1日（月）及び同月2日（火）午前9時から午後5時まで
- イ 開札予定日時 平成28年8月3日（水）午前11時30分
- ウ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合
- ア 入札書受付期間
平成28年8月3日（水）午前11時から午前11時30分まで
- イ 開札予定日時 平成28年8月3日（水）午前11時30分
- ウ 場所 大阪市交通局経営管理本部調達部調達課入札室（1に同じ。）
ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵送等」という。）による入札の場合は平成28年8月2日（火）午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金（見積った契約希望金額の100分の3以上） 免除
ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を1年当たりの額に換算した額））の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成28年6月17日（金）午後5時までに、受付場所に持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が停止措置要綱に基づく停止措置又は排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:
The Mainframe system equipment complete set Long-term borrowing
1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms
and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, 17 June 2016
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 1 August 2016 to 5:00PM, 2 August 2016
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 3 August 2016

③ by post: 5:00PM, 2 August 2016

(4) A contact point where tender documents are available:

Procurement department, Osaka Municipal Transportation Bureau,
The City of Osaka 12-62, Kujominami 1-chome, Nishi-ku, Osaka 550-
8552, TEL 06-6585-6251

(交通局経営管理本部調達部調達課)

大阪市交通局告示第24号

次のとおり落札者等について公示する。

平成28年6月3日

大阪市交通局長 塩谷 智弘

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎交通局経営管理本部調達部調達課（大阪市西区九条南1丁目12番62号）

①ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務（平成28年度）（概算契約） 40点
②随意 ③28. 4. 1 ④中間貯蔵・環境安全事業㈱ 大阪市此花区北港白津
2丁目4番3号 ⑤551, 604, 580円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項
(d)

①平成28年度プリンタ消耗品概算買入 67点 ②一般 ③28. 4. 1 ④㈱富士通マーケティング・オフィスサービス 大阪市北区梅田3丁目3番10号
⑤31, 542, 231円 ⑥27. 12. 25

①OA業務システム関連運用保守業務委託 3点 ②随意 ③28. 4. 1 ④㈱富士通マーケティング 大阪市北区梅田3丁目3番10号 ⑤46, 339, 560円
⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①人事給与・勤怠管理システム運用保守業務委託 3点 ②随意 ③28. 4. 1 ④㈱ワークスアプリケーションズ 東京都港区赤坂1丁目12番32号
⑤84, 672, 000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①東芝製駅務機器保守業務委託 一式 ②随意 ③28. 4. 1 ④㈱東芝 大阪市北区角田町8番1号 ⑤315, 606, 240円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①東芝製駅務機器点検整備業務委託 一式 ②随意 ③28. 4. 1 ④㈱東芝 大阪市北区角田町8番1号 ⑤55, 622, 700円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①オムロンソーシアルソリューションズ製駅務機器保守業務委託 一式 ②

随意 ③28. 4. 1 ④オムロンソーシアルソリューションズ(株) 大阪市福島区福島3丁目14番24号 ⑤127,677,600円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①オムロンソーシアルソリューションズ製駅務機器点検整備業務委託 一式
②随意 ③28. 4. 1 ④オムロンソーシアルソリューションズ(株) 大阪市福島区福島3丁目14番24号 ⑤41,968,800円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①高見沢サイバネティックス製駅務機器保守業務委託 一式 ②随意 ③28. 4. 1 ④(株)高見沢サイバネティックス 大阪市北区堂山町3番3号 ⑤85,186,209円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①日本信号製駅務機器保守業務委託 一式 ②随意 ③28. 4. 1 ④日本信号(株) 大阪市北区小松原町2番4号 ⑤145,422,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①日本信号製駅務機器点検整備業務委託 一式 ②随意 ③28. 4. 1 ④日本信号(株) 大阪市北区小松原町2番4号 ⑤48,870,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①日本信号製駅務機器交換部材概算買入 124点 ②随意 ③28. 4. 1 ④日本信号(株) 大阪市北区小松原町2番4号 ⑤34,463,880円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

(交通局経営管理本部調達部調達課)

公 告

大阪市公告第53号

臨床検査技師等に関する法律第20条の4第3項の規定により衛生検査所を廃止したものは、次のとおりである。

平成28年6月3日

大阪市長 吉 村 洋 文

登録番号	開設者の名称及び所在地	衛生検査所の名称及び所在地	検査業務の内容
大第32号	公益社団法人 関西労働衛生技術センター 大阪市北区浪花町13番38号 千代田ビル北館1階	公益社団法人 関西労働衛生技術センター 大阪市北区浪花町13番38号 千代田ビル北館1階	生化学的検査 (生化学検査)
登 録 抹 消 年 月 日		平成28年4月3日	

(健康局保健所保健医療対策課)

大阪市公告第54号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06-6630-3126

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量	初度登録/検査年月	車台番号	型式
① 中古小型自家用貨物車 (日産AD)	1台	平成10年9月	VFY10- 174132	R-VFY10
② 廃車両(中古圧縮積込式小型ごみ 収集車・CNG自動車専用ガス容器 の充填可能期限切れのため、現状登 録不可能車両)	1台	平成14年2月	AKR66E 7754032	KK-AKR66EP改
③ 廃車両(中古圧縮積込式小型ごみ 収集車・CNG自動車専用ガス容器 の充填可能期限切れのため、現状登 録不可能車両)	1台	平成14年2月	AKR66E 7754041	KK-AKR66EP改
④ 廃車両(中古圧縮積込式小型ごみ 収集車・CNG自動車専用ガス容器 の充填可能期限切れのため、現状登 録不可能車両)	1台	平成14年2月	AKR66E 7754044	KK-AKR66EP改
⑤ 廃車両(中古圧縮積込式小型ごみ 収集車・CNG自動車専用ガス容器 の充填可能期限切れのため、現状登 録不可能車両)	1台	平成14年3月	NKR66E 7568089	KK-NKR66EP改

3 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
平成28年6月30日(木) 午後2時から午後3時まで	南部環境事業センター 大阪市西成区南津守5-5-26

4 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループに対し売払入札参加の申請を行い、承認書の交付を受けていること。

5 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第72号）第32条第1項各号に掲げる者でない旨の誓約書（本市交付）
- (2) 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループの発行する平成28・29年度物品売払入札参加承認証の写し

※ 平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成28・29年度申請書」からダウンロードすること。

6 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成28年6月29日（水）午後5時30分まで

7 入札説明書の交付場所等

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

10 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時
平成28年7月1日（金） 午前10時

- (2) 入札執行の場所
あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

11 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

12 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

※ 入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

13 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

14 その他

(1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

15 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

環境局事業部事業管理課 電話06-6630-3227

（入札・契約に関する問い合わせ先）

環境局総務部総務課 電話06-6630-3126

（環境局総務部総務課）

大阪市公告第55号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成28年6月3日

大阪市長 吉村洋文

1 契約担当

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟10階

大阪市港湾局総務部経営監理課（調達）

電話 06-6615-7716

2 入札に付すべき事項

品名	数量	形状
古紙等	1山	有姿のまま

3 下見日時及び保管場所

入札に参加しようとする者は、次の日時・場所において行う下見に参加すること

日時 平成28年6月16日（木）午前9時30分～午前11時

場所 大阪市港区海岸通3丁目4番28号

港湾局第2突堤構内（もと港湾局2突電気事務所）

4 入札参加資格

(1) 平成28・29年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課（物品契約グループ）に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成28年6月15日（水）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成28・29年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成28・29年度物品売払入札参加申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間

本公告の日から平成28年6月15日（水）までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く）。

(2) 受付場所

1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から大阪市ホームページにて交付する。また、1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること

落札者は本市が交付する納付書を用い、入札執行日の翌開庁日午後5時30分までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

11 売買代金納付期限

平成28年6月28日（火）

12 物品引取期限

平成28年7月6日（水）

13 入札執行場所

大阪市港湾局入札室

14 入札執行日時

平成28年6月17日（金）午前10時

15 入札の方法

物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で入札すること。

16 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

17 入札の無効

大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

下見についての主管担当立会者確認印の無い入札。

開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

18 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

19 その他

(1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うこ

とがある。

20 問合せ先

(売払物品に関する問合せ先)

港湾局計画整備部設備課 (電気) 電話06-6568-9062

(入札・契約に関する問合せ先)

港湾局総務部経営監理課 (調達) 電話06-6615-7716

(港湾局総務部経営監理課)

共 済 組 合 公 告

大阪市職員共済組合公告第10号

大阪市職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

平成28年6月3日

大阪市職員共済組合
理事長 中村 一男

- | | | |
|---|-------|-------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成28年6月13日 (月)
午後4時30分から |
| 2 | 場 所 | 大阪市役所 P1会議室 |
| 3 | 付議事件 | 平成27年度決算について
大阪市職員共済組合定款の変更について他 |
| 4 | そ の 他 | 報告事項 |

(大阪市職員共済組合庶務係)